

訪問看護ステーションつむぐ 訪問看護利用料金表（医療保険）

1. 保険単位と基本利用料

後期高齢者(75歳以上)		1割、現役並み所得者の方は3割
国民健康保険	高齢受給者 (70歳～74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
	一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

2. 基本利用料金明細

			料金	利用者負担		
				1割	2割	3割
訪問看護 基本療養費Ⅰ	1日につき	週3回まで	5550円	550円	1100円	1650円
		週4日以降	6550円	655円	1310円	1965円
訪問看護基本療養費Ⅱ	同一建物1～2人	週3回まで	5550円	550円	1100円	1650円
		週4日以降	6550円	655円	1310円	1965円
	同一日に3～9人以下	週3回まで	2780円	278円	556円	834円
		週4日以降	3280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅に備えての一時的な外泊)		入院中の外泊	8500円	850円	1700円	2550円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	30分以上	週3回まで	5550円	550円	1100円	1650円
		週4日以降	6550円	655円	1310円	1965円
訪問看護 管理療養費	1日につき	月の初回	7710円	771円	1542円	2313円
		2日目以降	3010円	301円	602円	903円

その他の加算						
24時間対応体制加算	月1回		6520円	652円	1280円	1920円
緊急時訪問加算	月14日まで		2650円	265円	530円	795円
	月15日以降		2000円	200円	400円	600円
早朝・夜間訪問看護加算	早朝6時～8時		2100円	210円	420円	630円
	夜間18時～22時					
深夜訪問看護加算	22時～6時		4200円	420円	840円	1260円
難病等複数回訪問看護加算	1日2回訪問		4500円	450円	900円	1350円
	1日3回以上訪問		8000円	800円	1600円	2400円
長時間訪問看護加算 (週1回まで)	1回の訪問時間が 90分を超える		5200円	520円	1040円	1560円
複数名訪問看護加算	看護師と訪問		4500円	450円	900円	1350円
	看護補助者と訪問		3000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	がん末期等は2回		8000円	800円	1600円	2400円
特別管理指導加算 (退院時共同指導加算に該当の場合)			2000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	90分未満		6000円	600円	1200円	1800円
	90分以上		8400円	840円	1680円	2520円
在宅患者連携指導加算	月1回		3000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回		2000円	200円	400円	600円
ターミナルケア療養費			25000円	2500円	5000円	7500円
情報提供療養費(1・2・3)			1500円	150円	300円	450円
特別管理加算	重度		5000円	500円	1000円	1500円
	軽度		2500円	250円	500円	750円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	月1回		1050円	105円	210円	315円
訪問看護物価対応料1 (令和9年5月まで)	月の初日		60円	6円	12円	18円
	月の2日目以降		20円	2円	4円	6円
訪問看護物価対応料1 (令和9年6月以降)	月の初日		120円	12円	24円	36円
	月の2日目以降		40円	4円	8円	12円
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回		50円	5円	10円	15円
訪問看護医療情報連携加算	月1回		1000円	100円	200円	300円
精神科重症患者支援管理連携加算	月1回		(イ) 8400円	840円	1680円	2520円
			(ロ) 5800円	580円	1160円	1740円

※原則週3日までの訪問。ただし厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者、特別訪問看護指示期間は週4日以上で、1日2～3回の訪問ができます。

※急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示書が主治医より出された場合、1か月につき指示の日から14日を限度として訪問看護が適用となります。

（但し、気管カニューレを使用している状態、真皮を越える褥創の状態の方については、月2回まで）

3. その他利用料（ご利用者の選定にかかる訪問看護の提供に関する差額）
長時間の訪問料金について（実費自己負担になります）
サービス提供に必要な居宅で使用する電気、ガス、水道の費用はご利用者様の別途負担となります。

訪問提供時間帯		金 額
営業時間内で2時間を超える訪問 （長時間訪問看護加算の対象外の時）	8：30～17：30	30分毎 3000円

交通費	事業所を拠点として実施区域外から片道 50円/km 公共交通機関利用は、実費
エンゼルケア	20,000円

3. 訪問看護療養費の加算等について

サービス内容	備 考
24時間対応体制加算	休日や、夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化時に電話で看護に関する意見を求めることができる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。
緊急訪問看護加算	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合
難病等複数回訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者、特別訪問看護指示による訪問の方
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象・特別訪問看護指示の場合は3回/週まで可能。（1時間30分を超える訪問）
複数名訪問看護加算	①利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合看護師と訪問(週1回) ③その利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合 看護師と訪問は週1、看護補助者と訪問は週3回まで
退院時共同指導加算 （1回 がん末期等は2回）	病院や介護老人保健福祉施設に入院、入所中の方が退院・退所にあたり、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合
特別管理指導加算	特別管理加算の対象者
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間の連携による指導等（月1回）
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンスを行った場合（月に2回）
ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合
情報提供療養費1・2・3	市等への情報提供を行った場合

特別管理加算	(Ⅰ) 在宅麻薬等注射指導管理 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 在宅強心剤持続投与指導管理 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態 (Ⅱ) 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態 人工肛門・人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定しているもの 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認システムでの診療情報、薬剤情報を取得し計画的な訪問看護に活用する体制を評価する加算
訪問看護医療情報連携加算	当事業所の看護師が連携する他医療機関等の関係職種が、ICTを用いて記録した情報を取得及び活用し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に加算
精神科重症患者支援管理連携加算	長期入院後の退院患者や、入退院を繰り返している患者に、保健医療機関と連携、支援計画に基づき（イ）週2回以上の訪問看護、（ロ）月2回以上の訪問看護を実施した場合に算定

